

## 「過労死のない社会」をめざして

中原のり子さん（東京過労死を考える家族の会代表）に聞く

話し手 中原のり子 東京過労死を考える家族の会代表

聞き手  
藤井豊味

反貧困ネットワーク事務局スタッフ

**森嶠**  
**巖**  
全労働省労働組合中央執行委員長

過労死等防止対策推進法は二〇一四年六月二〇日、全会一致で可決・成立し、同年一月一日から施行されています。

同法の制定に向けては、全国過労死を考える家族の会や過労死弁護団を始め、幅広い団体・個人が多く彩な取組みを展開し、制定後もそのネットワークはさらに拡がり、実効ある対策の確立・実施に向けて精力的な取組みが進められています。

中原のり子さん（東京過労死を考える家族の会代表）に二〇一六年七月一二日、過労死のない社会をめざした運動の到達点や展望等についてお聞きしました。

## 「社会的な死」と向き合う

——まず、中原さんが過労死問題と向き合うこととなつたきっかけからお聞かせいただいてよ

これを見た時、夫の死は個人的な死ではなく社会的なものではないのかと私は感じました。

間もなく二世紀を迎えます。  
経済大国日本の首都で行われているあまりに貧弱な小児医療。  
不十分な人員と陳腐化した設備のもとで行われている、その名に値しない救急・災害医療。  
この閉塞感の中で私は医師という職業を続けていく気力も体力もありません。

夫は月に多いときで八回も当直をしていました。一回の当直は三三時間から三六時間ぐらいの連続勤務です。朝八時に家を出てから、翌日

始めたのです。弁護士の先生たちと一緒に取り組みを始めたのです。八年がかりでした。

の死が業務上のものであつた  
んと明らかにするところから  
を踏みながら、多くの人たち  
えていこうと思つたのです。  
労災の申請と言つても、  
ろしいでしようか。

卷之三

まつたくわからなかつたので、まず弁護士事務所を訪ねました。身体がぼろぼろになり、命が潰えるまで働きつづけた夫を私はよく知つていて、これは労働災害（業務上）として簡単には認められるだろうと思つていました。

しかし、そこにはすごく高いハードルがあり行政手続きの段階では決まらなくて、行政裁判を提起してようやく勝訴し、労災だと認められたのです。弁護士の先生たちと一緒に取組みを始めた八年がかりでした。

最初、労働基準監督署で不支給の決定があつた時、労基署の担当官からは、夫の当直勤務は「労働」とは認められないと言われたのですが、なぜ夫の死が労働災害として認められないのか私にはまったく理解できませんでした。

夫は月に多いときで八回も当直をしていました。一回の当直は三二時間から三六時間ぐらいの連続勤務です。朝八時に家を出てから、翌日

そして、そうであるなら、私が彼の思いを社会に訴えていくメッセージになると決意しました。

の夕方五時、六時に帰つて来るのですが、それでも、患者さんの親御さんが病状を聞きに来てはいるとか、明日退院予定の患者さんのご家族に説明をしてほしいとか、そういった依頼が頻繁にあり、そのつど病棟に呼び出されていたのです。私が見かねて勤務を休むように勧めても、「待つている子どもたちがいる」と言つてでかけていました。

担当官に對し、「いつたい月に何回当直をしたら労災として認められるのですか」と聞いても、答えてくれませんでした。これだけ一生懸命に仕事に取り組んでいたのに、どうして「労働」でないと言えるのか私にとっては本当に不可解でした。

こうした私の理解を超えるような現状が、私のその後の取組みの原動力だったかなと思ひます。

## 過労死家族会との出会い

——その後に「過労死を考える家族の会」と出会ったのでしょうか。

●中原 私は夫の思いを社会に発信すると決めてしましましたから、当初から報道機関から取材を受けければ実名を出すことも了解していましたし、顔も隠さないということも決意していました。それでも、一人でたたかっているなかで常にどうしたらいいのだろう、という思いがありました。

そんな時、高田馬場の教会で自殺問題にすぐ一生懸命に取り組んでいた西原由記子先生、数年前にお亡くなりになってしまったのですが、

その方から、月に一回、高田馬場で同じ立場の遺族だけの集まりがあるので、行ってみたらどうかというアドバイスをいただいたのです。

私は自分以外に自死した方の家族とはお会いしたことがないかったので、そこへ行つた時はとても衝撃的でした。ずっと一人ぼっちだったという思いもあったので、こういう集まりがあるのかと、涙がこぼれました。

そこで「過労死を考える家族の会があるのよ。来てみませんか」と声をかけていたのであります。それがきっかけです。

私が過労死を考える家族の会（過労死家族会）に入った時、そこに集まっていた皆さんは「たたかう人」というイメージで、すごく立派に背筋を伸ばして、明るく、正しいことをきちんとおっしゃる方たちで、本当にすばらしいなという印象でした。

それが二〇〇二年です。そこで、やっと過労死家族会とつながったということです。

——労災を勝ち取るたたかいは、裁判闘争にまで進みます。

●中原 労災申請をして、二〇〇三年三月に不支給決定があります。その間、二〇〇二年一二月に病院を相手として民事裁判（安全配慮義務違反）を行

提起しています。

労災申請に関しては、その後、二〇〇四年に審査請求も棄却の決定があり、労働保険審査会に再審査請求をするとともに、同年一二月には行政訴訟（労災不支給決定の取り消し訴訟）を提起します。そして、二〇〇七年三月に勝利判決が出されます。東京地裁一部です。うつ病の発症が過重労働によることを認め、国の労災不支給決定の取り消しを求めた内容です。国は控訴しませんでした。

しかし、その判決が確定した翌日、病院を相手に提起した裁判で全面敗訴の判決が出されたのです。東京地裁二七部です。東京高裁へすぐ控訴しましたが、二〇〇八年一〇月の高裁判決では「たしかに中原先生は大変過重な業務だつた」とし、業務の過重性は認めたのですが、予見可能性、つまり、まさか死んでしまうとは思わなかつたとして病院の責任を認めなかつたのです。しかし、こうした問題を「予測可能性がなかつた」の一言で片付けられてしまつたら、すべての過労死裁判で企業側はそれを持ち出し、遺族は全敗となつてしまふと思い、同年一一月に最高裁へ上告（受理申立て）したのです。

上告から一年半ぐらいを経た頃、最高裁から和解勧告が出ました。一審、二審の完全敗訴のなか、苦渋の決断で和解をしました。二〇一〇年の七月です。

## 裁判闘争から「過労死防止基本法」制定運動へ

——しかし、そこで中原さんの活動は終わらなかつたのですね。

●中原 夫の死から一年間ずっと活動してきましたなかで、自分の活動（裁判）が終わっても、本当の「終わり」ではないという思いが私のなかで広がってきました。

最初は、夫の思いをちゃんと世の中に示したいという思いでした。

民事訴訟のなかでは、かつての同僚たちの心ない発言も聞くこととなり、悲しみや怒りも感じました。同時に、日本の医療が抱える多くの問題点も強く実感してきました。

また、労災の認定を求めた行政手続きを進めながらで、行政も改めるべきところは改めてほしいという思いが強くなりました。

さらに、裁判を通じて、同じ資料を出していふのに、行政訴訟では勝訴が確定、翌日の民事訴訟（安全配慮義務違反）では敗訴という司法の不確定さも思い知りました。良い裁判官にあればラッキーで、外れたらアンラッキーというような部分もすごく感じました。こうしたなかで、私が向き合ってきた問題は、これは個人的な問題ではなくて、広く社会的な問題だと実感し、活動を続けていく必要があるのでないかと思つたのです。

——そこから、「過労死防止基本法」の制定運動についてくきつかけはなんだつたのですか。

●中原

私の裁判は二〇一〇年に和解というか

たちで決着したのですが、その間、支援する会

（小児科医中原利郎先生の過労死認定を支援す

る会）もすごく大きな会に発展して、多くの

医療者の方を始めとし、「自分たちの子どもが

中原先生にお世話になりました」「自分自身も

もに、たくさんの人たちが集まつてくださつて、

私はこういう応援団の皆さん支援があつたか

らこそ、負けないで終われたと思っていま

すだからこそ、恩返しをしたい、なんでもやりま

すという気持ちがあり、東京の過労死家族会の

代表をやらせてもらうということになつたので

す。喜んで引き受けさせてもらうという感じで

した。

そして、二〇一〇年に私の裁判が終わるのとほぼ同時に「過労死防止基本法」をつくろうという流れが生まれてきたことから、私の一年間のたたかいから、つながるかたちで「過労死防止基本法」を作る運動に入つていきました。

——「過労死防止基本法」制定運動は、アイデアが独創的だと思いますし、それをなし遂げる裁、最高裁のそれぞれの段階で三万人ずつぐらの署名をいただいていたので、みんなと力を

●中原 私の頭の中には、死んでしまっては遅すぎる、国として労働者の命を守る仕組みが必要なのではないかという遺族の思いです。

私としては当初、医療従事者が死なないよう

に、医者が苦しまないようにということを強く

思つていましたが、実は、それは働くすべての

人の問題、すべての国民に関わる問題として

やつていかなければいけないと思うようになり

ました。

ですから、「過労死防止基本法」を作ろうと

いう運動に私はすぐ飛び込んでいったのです。

「過労死防止基本法」の制定の直接のきっかけは、二〇〇八年九月の過労死弁護団全国連絡

会議総会の決議（「過労死防止基本法」の制定

を求める決議）、そして同年一月の日本労働

弁護団総会の決議（「過労死等防止基本法」の

制定と長時間労働の規制強化を求める決議）

だと思いますが、それ以前にも、日本労働弁護

団が長時間労働を禁止する法律を作ることを提

言していたことなども、大きく影響していました。

こうした動きのなかで、私たち過労死家族会は何ができるかということを考え、過労死弁護団の皆さんと「ストップ！過労死一〇〇万人署名」に取り組もうということになりました。

私の裁判だけでも「支援する会」で地裁、高裁、最高裁のそれぞれの段階で三万人ずつぐらの署名をいただいていたので、みんなと力をしていました。

合わせれば一〇〇万人は達成できるという思いがあり、自分のスピーチでもそう話したのを覚えているのですが、実際には五五万四〇〇〇筆の集約に止りました。

それでも、一〇〇万人署名の取組みでは、私自身、署名がいただけるということを聞いたら、署名用紙を持つてそれこそあらゆるところへ出かけていきました。そこで一つわかつたことは、働いている労働者の皆さんとの理解が思いのほか得られないということでした。ほとんどの人々は「ああそなんだ」といった反応です。一部ですが、「俺も長時間労働しているんだよ。だけど、過労死するほど間抜けじゃない」などと直接言われたこともあります。

「私は遺族です。これ以上、労働者が死んではいけないとの思いから、こういう活動をしています」と言つて理解を求めるが、一人ひとりの思いを変えていくことは非常に難しかった、厳しかったということです。もちろん、署名をしてくださった五五万四〇〇〇人の方々は非常に好意的で、理解していただいたのですが、私は先ほど、行政を変えていく、不確定な司法を変えていくという気持ちをお話ししましたが、一番の壁はこの社会の一人ひとりの思いであり、それはとても高いハードルだなと思いました。

その高いハードルを思つたら、国会議員の方々から理解を得ることは難しくはなかつたと

思います。国会議員の皆さんに過労死遺族の話を聞いてもらう、そして過労死防止基本法の制定に力を貸してもらうロビー活動を進めました。

まずは、国会議員に直接面談をしてもらいました。一〇回の院内集会プラス二回の緊急院内集会を開催しました。私も多くの集会で司会をやつたり、集会の成功に向けて様々なことを取組みました。

たとえば、「こういう院内集会があります。それに先だって面談をお願いします」という趣旨の文書を七二〇名ぐらいの衆参の国会議員全員にファックスで送りました。

それは全部同じ文章ではなくて、「私は過労死家族会の中原のり子です。私の夫はこういう形で亡くなりました。過労死防止基本法をつくりたいと思います」ということを述べたうえで、「先生、千葉県出身ですね。うちの夫、千葉大出身です」とか、「先生、神奈川県出身ですか。私も神奈川県出身です。ぜひ私の話を聞いてください」「先生、医師だったのですね。うちの夫も医者だったのです」となどと国会議員一人ひとりの出身とか、経歴とか、政策などをきちんと調べて、自分とのつながりを見つけて記載していくます。

ですから、全員違う文面です。もちろん、文末には全部一件一件、「中原のり子」と書き添えます。それを二回やりました。

一回やるだけでもほぼ三日三晩かかります。

また、すぐ私たちのことを応援してくれていた議員さんもいて、私たちの手を引いてあち

それをずっと流し続けましたが、二回でちょっとアウト（笑）。これ以上できないと思いました。

そういうことをやって、国会議員の方と面談するときは、必ず遺族と弁護士がセットで訪問します。遺族は自分の思いを伝え、弁護士は過労死の状況や立法の必要性などを話すことにして、国会の中を駆けめぐらしました。夏休みや春休みには、遺児を連れて回ったりもしました。さすがにその子たちは、二度目は嫌だと言つて、いたそうです。

考えられるることはすべてやりました。地方議会にも国に法律の制定を求める意見書を採択してもらうよう働きかけを行ないました。日本政府への勧告を求めて国連でも訴えました。そういうことの一歩一歩が国会議員の皆さんとの理解につながったのではないかと思つています。

――国会議員全員の面談を始めた結果はどう

だつたのですか。

●中原 当時の厚労大臣だった田村憲久さんと、民主党（当時）の前原誠司さんとか、各党の実力者の方たちからも、直接連絡をいただきました。面談することが難しくても、「ごめんなさい。時間がなくて面談の時間がとれません」といったご連絡をくださった人たちもいました。

こち大物議員のところを練り歩くこともできたのです。ファックスとか電話で面談をお願いしますと言つても、なかなか受けてくれないような方たちも、こうした議員さんが間をとりもつてくれて、私たちは、働く人が死ぬ世の中であつてはならないということを訴えることができました。

ただ、「過労死防止基本法」の制定運動の大詰めでは、与党の理解をもらうために非常に慎重に行動したことでも事実です。野党の皆さんから支援をもらうことでの苦労が多くなかつたのですが、それだけではダメで、与党の皆さんのが賛成がないと成立させることはできないですか

で厚生労働省と民間団体が一緒にシンポジウム（「過労死等防止対策推進シンポジウム」）を全国で行なっています。三年を目途にすべての都道府県で開催することとしています。

なぜ一月かというと、私たち過労死家族会は毎年一月二三日、勤労感謝の日を前にして、厚生労働省と交渉を行ない、この件を早くちゃんと労災と認めてください、なぜこれが労災として認められないのですか、厚生労働省はしつかりしてほしいと追及していた経過があるのです。

全国のシンポジウムでは私自身、去年一月は全国一〇カ所ほどを回りました。宮崎へ行き、翌日は新潟、関東でも群馬、栃木などあちこち回りました。東京でも、過労死遺族がコメントし、私もコーディネーターをしました。

この法律ができ、国の責任が明確になつたことから、シンポジウムでは最初に厚生労働省（労働局）の課長があいさつをするのです。その言葉を聞くと、少なくとも過労死の防止に関しては、お互いの理解が進み、温度が少し近づいてきたかなということを感じることができます。

——様々な努力の末に二〇一四年六月二〇日、  
「過労死防止基本法」が全会一致で成立しまし

た。正式な法律名は「過労死等防止対策推進法」とされました。この法律ができ、厚生労働省に中原さんも加わる過労死等防止対策推進協議会が設置されています。こうしたなかで行政にどんな変化が現れているでしょうか。

●中原 行政の動きですが、厚生労働省の中に「過労死等防止対策推進室」ができたことは、非常に大きいと思います。また、国が毎年一月を「過労死等防止啓発月間」とし、そこ

いかと思います。

〈ぼくの夢〉

大きくなつたらぼくは博士になりたい

そしてドラえもんに出てくるようなタイムマ

シーンをつくる

ぼくはタイムマシーンにのつて

お父さんの死んでしまうまえの日に行く  
そして「仕事に行つたらあかん」というんや

ただ、厚労省の「過労死等防止対策推進室」

（労働基準局）に配属されている人たちはどんどん異動していくのです。最初は、お互いに対等の立場で話し合つて理解を深め、さらに深めようという時にちょっとひどいんじやないかと思ひましたが、そういう人たちの異動先の多くが、各都道府県にある労働局の部長や課長なのです。私たちと一緒に話をした人たちが、各労働局の幹部になつてくれたら、組織全体として理解が深まることにつながるのではないかと、私は前向きに考えられるようになつてきました。でも、過労死は減つてはいません。政府も労働時間規制をさらに緩和するなど、危ないことを考えているという話もあります。ですから、まだまだ過労死をなくすためのスタート地点に「えつ」と思つてしまつたのですが、そういう厚生労働省の人たちと一緒に活動し、言葉を交わす機会ができたことは、基本法制定を求める活動をしていたこの何年かの成果の一つではな

## 過労死をなくす運動は スタートライン

労死事故。二二時間の連続勤務後に交通事故で亡くなってしまった事件です。私は協議会でこうした通勤災害の過労死もあることを明記してほしいと言つて入ったのです。だから、一步一歩なのです。

ですから、今回の大綱に関して、私は全体としてはそれほど大きな評価はしていないのです

が、そうは言つても、なかなか大綱の策定まで至らない課題も少なくないのではないかでしょうか。そして、大綱ができても「もつと進めよう」と言い張つてゐる委員がいる協議会というのも、すぐ珍しいみたいです。

——「過労死等防止対策推進法」をつくる運動にも変化を与えましたか。

——今後の運動の広がりを考えていくと、労働組合との連携、あるいはもつと大きな市民的な拡がりが課題となってくるのではないでしょか。

●中原 法律が制定されて、「過労死等防止啓発月間」ができ、各地でシンポジウムが開かれなかで、かつては名前も顔も出せない、人前では話せないと言つていた各地の遺族たちも、だんだんと思いを言葉にする、発信するという流れが出てきています。それは、遺族にとつては厳しいことで、誰でもができることではないと思いますが、いろいろな意味で変わってきているのではないかと思ひます。

——今後の運動の広がりを考えしていくと、労働組合との連携、あるいはもつと大きな市民的な拡がりが課題となってくるのではないでしょか。

●中原 大綱づくりに向けた議論の場である協議会の委員のなかには労働組合の方たちもいらっしゃるし、専門家と言われる過労死弁護団の人もいます。実は、企業の側にいる弁護士の方もいるのです。ですから、私たちが何か言つても、すぐには通らないのです。それでも、皆んなつて、過重労働の規制を求める運動や労働法制の規制緩和に反対する取組みでは連携しています。

——この間、「過労死等防止対策推進法」にもとづく大綱（「過労死等の防止のための対策に関する大綱」）が閣議決定されています。それ自体、たいへん大きな成果だと思いますが、一方、課題も残されていると考えているのでしょうか。

●中原 大綱の策定に向けては、私たちも先ほど紹介していただき協議会を通じて、様々な意見を述べてきました。しかし、「過労死等防止対策推進法」は基本理念を明らかにした面が強く、議員立法ということもあつてか、非常に弱い部分があるのです。

実際、大綱といつても、いつも言われることは法律を曲げるのではなくて、法律の範囲内でどう充実させていくかということであり、その内容も必ずしも満足いくものではありません。現状ではまだそこに止まっているのです。

グリーンディスプレイで働いていた青年の過

実際、この法律ができて、私たちが喜び合つた日の四日後に「賃金のリンクを切り離した『新たな労働時間制度』を創設すること」を盛り込んだ日本再興戦略（改訂）が閣議決定（二〇一四年六月二四日）されている現実があります。

まだまだ、多くの皆さんと手を取り合つてたかつていかなればいけないだろうと思います。ちょっと疲れたなと思うこともあるけれども、休み休みでやつていいことですし、けつして私一人が担つていても大丈夫です。

ていくことも大事だと思います。

労働組合との連携ですが、当初、私たちは連合がなんなのか、全労連がなんなのか、労働組合のことをよく知らなかつたのです。

しかし、少しずつ署名活動もやつてもらえるようになつたし、法律ができた時も、私たちはお礼に行つてゐるし、今年になつてから、新しい連合の会長さんに「あいさつにも伺つていま

過労死をなくすためのシンポジウムでは、全労連の役員さんが来て、連合の役員さんも来て、いろいろふうに少しずつ進んでいつてるので、これからも一歩ずつ労働組合の理解を進めていけたらと思つています。

私は敵をつくるべきではないと思うから、つながれるところでつながつていつてくれたらと思ひます。

今、労働組合の組織率は一八%ぐらいですか。組合費をとられるからとか、なんとなく怖いとか、そういう思いの人たちがいるのかも知れませんが、いつ何時自分たちもどうなるかわからぬ。そのためにお互いに助け合うのが労働組合なのではないかと私は思つてゐます。ですから、国民の中にぜひ労働組合を広げていつてほしいと思つていてます。

—労働時間規制を緩和する労働基準法改定案が国会で議論される予定です。このような動きをどう見ていますか。

●中原 法案の中にある「高度プロフェッショナル制度」。夫はこの制度の先取りで過労死し

たのではないかと思つています。この制度は業務の範囲を限定して、医者の業務は除外となつてます。しかし、医者の業務は今でも事実上、労基法がない無法地帯。夫はすでに一〇〇万円以上の年収があつたとは言え、規制に代わる裁量があつたかというと全然そんなことないのです。

しかも、今は一〇七五万円以上のという基準が示されていて、平均年収の三倍強というしばりをかけると言つていて、それが三倍を二倍にする、さらに平均年収でいいという動きが起きないとは限りません。事実、日本経団連は四〇〇万円という基準が適当ということを言つているわけですから。

高所得者だから、時間外労働規制はいらないし、残業代なくともいいんじやないかと国民党を安心させて制度を導入してしまつ、その後に要件を緩和し、四〇〇万円まで下げようという、どこかの思惑が見え隠れします。

私は、過労死等防止対策推進全国センターとして二〇一五年二月、「労働時間規制の根幹を覆す『プロフェッショナル労働制』に反対します」と題する声明を発表しています。

裁量労働制も問題があります。一部の専門職などが対象ですが、その専門職であるSEもすごく過労死が多いですし、過労死家族会の西垣さんの息子さんもSE（システムエンジニア）

で亡くなつてゐるのです。それなのになぜ裁量労働制を拡大するのだろうと思ひます。

法案とは直接関係はありませんが、一定時間

分の残業代を先に賃金に組み込んでしまう制度にも疑問を持つてます。残業代は減らないから、早く終わつたから早く帰ればいいと言つても、実際はそなうならず、長時間労働が常態化しています。

解雇の金銭的解決制度を導入する動きもある

ようなので、これも私たちは取り下げてもらへるよう活動していくつもりです。

(1) <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000092244.html>

(2) <http://www.stopkaroshinet/>

なかはら のりこ  
ふじい とよみ  
もりさき いわお